


所管部課	福祉部 高齢介護課	部長	田口茂夫	
件名	東大和市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画策定業務委託事業者 選定委員会設置要綱について			
		区分	1 審議事項	○ 2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
<p>1. 要旨</p> <p>老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条第1項の規定に基づく、次期東大和市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画（平成30年度～平成32年度）の策定にあたり、公募型のプロポーザル方式により委託事業者の候補者を選定するため、候補者の選定事務を行う選定委員会の設置要綱を制定するものである。</p> <p>(1) 組織 委員長は福祉部長、委員は、福祉部参事兼高齢介護課長事務取扱、福祉推進課長、障害福祉課長、福祉部副参事（地域包括ケア・計画担当）の計5名とする。</p> <p>(2) 施行日 市長決裁日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果 公正性を確保し、事業実施に適した委託事業者の候補者を選定することができる。</p>				
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成27年3月 東大和市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画策定（平成27年度～平成29年度）</p>				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>平成29年4月下旬 募集要領等の配布（ホームページ等）、応募・質問受付 5月上旬 応募申込締切 5月下旬 企画提案書受付締切 6月上旬 一次審査（書類審査） 6月中旬 二次審査（プレゼンテーションの実施） 6月下旬 事業者の決定・業務開始</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議報告後、速やかに要綱制定の事務手続きを進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。